

1月26日 府障教課別交渉（支援教育課、保健体育課）における府教委回答

- 「中河内・南河内地域にも新設校を含め対応が必要である」
- 「教育に支障がある場合は、（転用教室等を）解消しなければならない」
- 「自宅療養の慢性疾患の場合、学習空白をなくすため考えないといけない」
- 「（学校給食の民間委託化の法的問題について）厚生労働省の解釈を確認する」

府障教は1月26日、支援教育課と保健体育課、1月29日、教職企画課、教職人事課、学校総務サービス課、施設課、財務課と、いずれもエル大阪において3時より課別交渉をおこないました。交渉では、各分会から実態を発言し、それぞれの課題について府教委の認識を問い、問題の早期解決を求めました。

学校建設について

泉北養護分会、佐野養護分会が発言をおこない、それぞれ学校建設を求めるとともに、府域の全体計画を明らかにするよう求めました。

支援教育課は、「学校建設を含め、来年度以降の具体的内容は、予算がかたまれば説明できる。府有地についても、現在何かの形で活用しており、言及すれば、そちらに迷惑がかかるので言いにくい」としました。また、様々な地域で市議会や校長などが言及している内容について、府障教に別途説明をおこなうとしました。本部交渉同様、中河内・南河内地域にも新設校を含め対応が必要であるとしましたが、具体については言及しませんでした。

教育条件整備について

東大阪養護分会より、たまたがわ高等支援学校に進学できなかった東大阪支援学校校区の生徒を全て受け止めている。なぜ、たまたがわ高等支援と東大阪支援学校で教育条件に格差が生じるのか説明を求めました。守口養護分会より、過密校について実態を訴え解決を求めました。

支援教育課は、たまたがわ高等支援学校との格差の指摘について、就労をめざした選抜を実施しており、致し方のないこと。格差が生じていることを認めたと、その原因が生徒増にあるとする不当な回答をおこないました。しかし、特別教室の普通教室への転用については、教育に支障がある場合は、（転用教室等を）解消しなければならぬ」と、これまでより踏み込んだ答弁をおこないました。

聾教育の充実について

生野聾分会より、就学前の子どもの教育保障および地域の聾教育センターとしての機能を発揮するために、実態に見合った教員増を求めました。

支援教育課は、福祉部など関係部局とも連携しすめると答弁、しかし、大阪府は学級認定基準を独自に6人としているとし、教員増については言及しませんでした。また、教育相談活動の実態について、「認識をした」と答えるのみでした。

病弱教育の充実について

刀根山養護分会より、自宅療養を余儀なくされる子どもの学習空白が生じないように改善を求めました。

支援教育課は、自宅療養が必要という実態があることは認識しているとし、「慢性疾患の場合は考えないといけないと十分認識している」と答弁しました。その上で、学習空白をなくすために、保護者の希望があれば市教委とも丁寧な協議をしていくとしました。

学校給食民間委託化問題について

茨木養護分会より、学校給食の調理業務の民間委託化について、その法的問題をただし、教職員への丁寧な説明を求めました。

保健体育課は、物品（調理器具など）の双務契約については、無償のとり決めて今後学校と業者で契約するつもりでしたが、材料（食材）および運転に必要な水道、電気代等の双務契約は結ばないとしました。

府障教が、それぞれに双務契約を結ばない場合、厚生労働省の考え方では違法の疑いが強いと指摘しました。これに対し、保健体育課は、文科科学省の認識を持ち出し、「府教委として、労働局のつくっている基準には抵触する可能性はあっても、法体系全体に抵触しているという判断ではない」「最終的には司法の判断が必要」と開き直りの答弁をおこないました。

府障教が、府教委として厚生労働省に見解を求めよと要求したところ、厚生労働省の解釈を確認する」としました。また、学校教職員への説明については、学校長から要望があれば説明する」としました。

労働安全衛生体制について

産業医の執務実態アンケート（府障教実施）等をもとに、産業医が職務内容を知りながら、月1回以上執務していない実態、事実に基づかない執務報告書を府教委に校長が報告している問題、安全衛生委員会に校長が出席していない問題、安全衛生委員会が全く開催されていない問題などを追及しました。

保健体育課は、「安全衛生管理者には、産業医の執務について適正化をはかるように指導している」（安全衛生活動に産業医が）より積極的に関与して頂けるように校医会に働きかけたい」（安全衛生委員会は校長出席のもと）当然やらなければならない」「産業医の執務記録簿の記入は、執務した産業医が原則記入する」と答弁しました。

府障教は、校長が教職員の健康を守る意識を高める必要があることを指摘し、産業医の活用も含めて、労働安全衛生法に基づき、府教委からの指導を強めるように重ねて要望しました。

1月29日 府障教課別交渉（教職人事課、学校総務サービス課、施設課、財務課）における府教委回答

年度当初人事について「配慮事項については今まで通り」「校長具申を尊重する」
教職員配置および標準法定数を活用した各校への「加配」削減理由について答弁できず
給食調理員の退職後補充「欠員補充は考え方として40時間である」
実習教員の欠員補充「正規職員で補充ができなくても、学校に支障が出ないように努力する」
教育活動における教員の自己負担「あってはならない」

強制人事問題

納得と合意に基づく人事を求めつつ、とりわけ初任以来4年～6年の基準に対する、育児、介護、健康などの配慮事項および専門性等を考慮する問題、人事に関する校長具申の尊重について府教委の見解をただしました。

教職人事課は、「配慮事項については今までどおりである」とし、専門性については今

「校長から、個人の専門性以外にも、学校としての専門性・継続性についても聞く」としました。校長具申の尊重について、「これまでとスタンスは変わらない」としました。また、他府県、義務制からの転勤については、「まったくの新採ではない。最長6年から除外しているわけではないが、個々のケースとして考える」としました。「4年以上勤務」の「勤務」の考え方について、府障教と別途折衝をおこなうことを約束しました。

教職員配置・「加配」問題

岸和田養護分会より、標準法より6名も教員配置が少ない実態を発言し、東大阪養護分会からは、昨年度「加配」教員が減らされた理由の説明と実態に見合った教職員配置を求めました。

教職人事課は、各学校への教員配置数について、個別の学校ごとに整理をさせていただきたいとし、答弁ができませんでした。また、東大阪支援学校の標準法定数を活用した「加配」が削減された理由についても、同様に説明ができませんでした。

府障教が、小中学校において標準法を下回る教員配置はあり得ないこと、文部科学省が標準法を下回ることについて「いかななものか」との認識を示していることをあげ、府教委の見解を問いました。教職人事課は「各校に教員を配置するときに、結果として標準法を下回ることがある。それは問題ないと考え」と開き直りの答弁をおこない、交渉が紛糾しました。府障教は今回の答弁について、文科省に見解を求めるとともに、教職人事課と引き続き折衝をおこなうことを約束させました。

給食調理員の退職後補充・増員

寝屋川養護分会より、給食調理員の退職不補充問題および実態に見合った職員配置を求めました。

教職人事課は、「校長からも詳しく聞いている。来年度の配置は今まさに調整の最中。現場にしわ寄せがあつてはならない。児童生徒に影響があつてはならない」とし、人事、保体、支援教育課と連携をはかるとしました。しかし、人的措置については具体的に答弁はしませんでした。府障教が、欠員補充は40時間であるかと確認を求めると、「考え方としては、そのとおりである」と認めざるを得ませんでした。また、寝屋川支援学校の退職後補充が30時間である理由については答弁できませんでした。

実習教員の退職後補充

実習教員部より、実習教員の退職後補充を教諭で充てること、最低限でも正規の職員を充てることを要望しました。また、泉北養護分会より、実習教員の欠員補充の賃

金職員が、時間給にして1000円に満たない劣悪な条件であり、専門性をもった職員として働いている以上、補充は教諭で充てることを強く求めました。

教職人事課は、「補充は正規職員が方針であるが、実際にはできていなくて申し訳ない」としました。また、「人事異動を考えていく中で、できるだけ正規職員で補充できるようにしたい。仮に補充ができなくても、学校に支障が出ないように努力していきたい」としました。しかし、臨時実習助手による常勤配置については、実習教員が標準法を上回っている状態であり、難しいとしました。

旅費制度改革撤回について

寝屋川養護分会より、旅費制度改革にもない、泊をとまなう行事への付きそい看護師に対して食費相当分を請求できない実態、泊をとまなう行事への引率が重なる養護教諭への加重負担、来年度の生徒増にとまなう教員増への対応について発言し、改悪の撤回を求めるとともに、来年度の各校への予算配当の考え方について問いました。学校総務サービス課は、「各校への旅費配当は教員の人員割りでおこなう。全体予算が落ちているため、一人あたりの単価が落ちてしまう」としました。制度改革撤回については、全ての職員を含めて制度を見直したため、学校だけ見直すことは難しいとしました。府障教が、泊をとまなう行事における教職員の勤務実態の把握を強く求めましたが、具体的答弁をおこないませんでした。また、「旅費予算削減により学校行事等に支障があつてはならない。その場合には個別に相談に応じるといふスタンスは変わらない」と答弁しました。

教育活動の教員自己負担について

府障教が、使用料等が不足する場合の対応と、管理職への周知方法についてただしました。財務課は、個人負担があつてはならないとの前提に立ち、学校によって事情が変わるが、配当額でやっていただくのが基本であるが、使用料の不足を学校管理費より一時的に回し、それでも足りないなら財務課としても対応していくとしました。「考え方」の学校長への周知については、検討するとなりました。

学校の施設改修

高槻養護分会より、高等部棟のトイレやバス通路の改修などについて要望しました。施設課は、高槻支援学校は来年度大規模改修の基本設計であるとし、作業棟やスクールバスの指摘の箇所も実際に見学したとしましたが、要望した箇所の改修については具体的には言及をしませんでした。